

ご存知ですか？労働委員会

■労働委員会は労使トラブルの円満な解決を図る**県の行政機関**です■

労働委員会って？

公益・労働者・使用者を代表する**15名**(各側5名)の委員で構成されています。



公益委員

(弁護士、大学教授など)



労働者委員

(労働組合役員など)

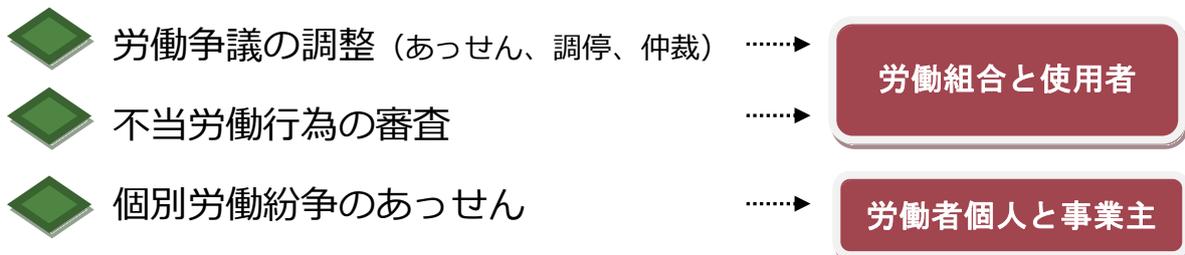


使用者委員

(会社経営者、使用者団体役員)

労働委員会の役割

労働委員会は、労使間の問題の自主的な解決が困難となった場合に、**中立・公正な立場**で問題の解決を図り、よりよい労使関係を作るためのお手伝いをしています。主な業務は以下の3つで、**労働組合と使用者間**の紛争に関することと、**労働者個人と事業主間**の紛争に関することに分かれます。



概要については、2ページ以降でご説明します。

ご利用について

- 費用は**無料**です。
- 労働組合・労働者、使用者の**どちらからも**ご利用が可能です。
- ご相談の内容に関する**秘密**は**厳守**します。

長野県労働委員会

労働争議の調整について

ここでは、労働組合と使用者の間で発生した労働争議の調整方法として一番多く利用されている「**あっせん**」についてご説明します。

あっせんとは

あっせんは、労働組合または使用者のいずれか一方から、あるいは双方から申請ができます。

あっせん員*が労使の間の**話し合い**をとりなし、**平和的な解決**の援助を行います。双方の主張の対立点を明らかにし合意点を探り、**迅速な解決**を目指します。

(* あっせん員は公益委員・労働者委員・使用者委員と事務局職員の**四者構成**です。)

こんなことでお困りではありませんか？

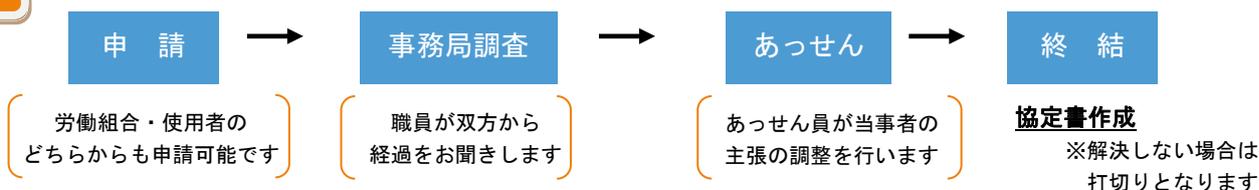
ご相談の例

- 会社側が団体交渉に応じない・誠実に対応しない。
- 賃上げ・一時金の交渉が紛糾し妥結できない。
- 解雇・退職について協議したい。
- 人員整理、配置転換等が労使の合意に至らない。
- 労働条件が十分な説明もないまま一方的に引き下げられた。



など

あっせんの流れ



- あっせんは、原則として**県庁**又はお近くの**県合同庁舎**で行います。
- 申請書は**ホームページ**からダウンロードできます。
- あっせんの**手続き**や**労使関係**のご相談など、お気軽にお問い合わせください。

(参考) 労働争議の調整には「あっせん」のほかに次の方法もあります。

調停・・・公労使三者構成の調停委員会が、当事者である労使双方の主張を聞いて作成した「調停案」の受諾を勧めることにより解決を図ります。

仲裁・・・当事者である労使双方が、争議の解決を仲裁委員会にゆだね、その判断である「仲裁裁定」に従って争議の解決を図ります。

不当労働行為の審査について

使用者に「不当労働行為」があったと思われる場合は、労働委員会に対して労働組合または労働者個人が救済を申し立てることができます。

労働組合とは

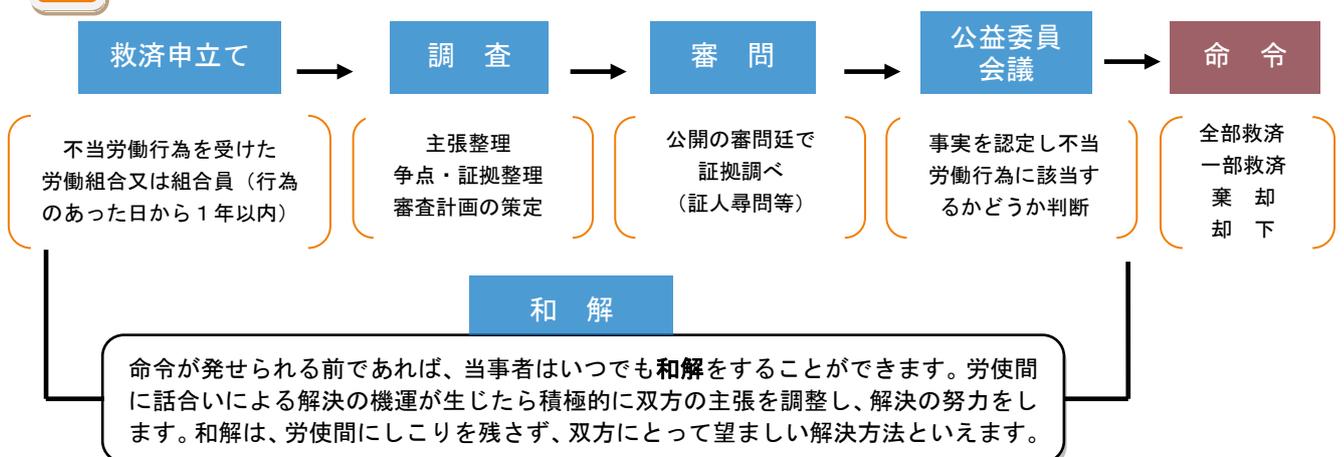
労働組合は、働く人が労働条件の維持改善などを行うため自主的に作る団体です。一人では解決が困難な問題も、仲間と一緒に取り組むことで解決できる場合があります。憲法は、労働者が使用者と対等な立場で交渉できるよう、**労働三権「団結権、団体交渉権、団体行動権（争議権）」**を保障しています。この権利を具体的に保障するため、労働組合法が定められています。

不当労働行為とは

労働組合法では、次のような使用者の行為を「不当労働行為」として禁止しています。

- 労働組合の組合員であることを理由に解雇や**不利益な取扱い**をすること
- 労働組合に加入しないことや労働組合からの脱退を条件に雇用すること
- 正当な理由なく**団体交渉を拒否**したり、誠実に交渉しないこと
- 労働組合の結成や運営に対して**支配介入**すること
- 労働組合の運営に要する費用を援助すること
- 労働委員会に不当労働行為の救済申立てをしたことを理由に不利益な取扱いをすること

不当労働行為審査手続の流れ



※命令（決定）に不服がある場合は、中央労働委員会（国）に再審査の申立てをしたり、裁判所に命令の取消しを求める訴訟を起こすこともできます。

個別労働紛争のあっせんについて

労働者個人と事業主との間で発生した解雇などのトラブルを解決する方法として「あっせん」を行っています。

こんなことでお困りではありませんか？

ご相談の例

- 会社を突然解雇されたが納得できない。
- 職場のパワハラ（セクハラ）が原因で退職に追い込まれた。
- パートで働いているが、何の説明もなく時給を下げられた。
- 店舗の統廃合で配置転換を命令したが、納得してもらえない。

そのトラブル、「あっせん」で
解決できるかもしれません！

ご相談は労政事務所へ

など

- 県内4か所の労政事務所では、専門の相談員がトラブルの解決方法をアドバイスします。解決方法としてあっせんが適当であれば、申請を助言します。
- 申請は、県内に所在する事業所の労働者又は事業主が行うことができます。受付は、労政事務所で行っています。

労働相談・あっせん申請はお近くの労政事務所へ

※相談時間／月～金(平日)8:30～17:15

東信労政事務所	(上田市 上田合同庁舎	TEL 0268-25-7144)
南信労政事務所	(伊那市 伊那合同庁舎	TEL 0265-76-6833)
中信労政事務所	(松本市 松本合同庁舎	TEL 0263-40-1936)
北信労政事務所	(長野市 長野合同庁舎	TEL 026-234-9532)

あっせんの流れ → 「労働争議の調整(2ページ)」と同様です。

■お問い合わせ先■

長野県労働委員会事務局

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2
(長野県庁8階)

☎ 026-235-7468 Fax 026-235-7367

詳しくは E-mail roi@pref.nagano.lg.jp

長野県労働委員会

検索

